

## あま市の後援に関する要綱

令和5年3月31日

告示第64号

### (目的)

第1条 この要綱は、学術、文化、スポーツ及び福祉等に関する事業を行う個人又は団体（以下「団体等」という。）に対し、あま市の後援名義（以下「後援名義」という。）の使用を許可することによって、その事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興並びに福祉の増進に資することを目的とする。

### (申請の手続)

第2条 後援名義の使用許可を申請しようとする団体等（以下「申請者」という。）は、あま市の後援に関する許可申請書（様式第1号）に、許可の参考となる資料を添付して、当該事業を開催しようとする20日前までに、市長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、申請者は、電子申請・届出システムにより、市長に後援名義の使用許可を申請することができる。

### (許可の基準)

第3条 後援名義の使用許可は、次の各号に該当する場合を除き、市が後援することが適切かつ有意義と認められるものに対して行う。

- (1) 営利を主たる目的にすると認められるもの又は営利を主たる目的とする団体等の宣伝等に繋がると認められるもの
- (2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 暴力団若しくは暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体の活動に寄与するもの又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、その額が社会通念上相当な額を超え、対象者に対する経済的負担が著しく過重であると認められるもの
- (5) 開催の場所が、公衆衛生、災害防止等について必要な設備を有していない場合又は団体等の組織、責任者等が明確でないもの
- (6) 事業終了後も引き続き市の責任が問われると認められるもの
- (7) 前各号に掲げたもののほか、市長が特に後援することが適当でないと認められたもの

2 市長は、許可に際し特に必要があると認める場合は、条件を付することができる。

(決定の通知)

第4条 市長は、前条の規定により申請の内容を審査し、後援の可否の決定通知を、申請を受理した日から14日以内に、許可の場合はあま市後援名義使用許可通知書(様式第2号)、不許可の場合はあま市後援名義使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に行うものとする。

(内容の変更又は許可の取消)

第5条 前条の規定により後援名義の使用許可を受けた者は、後援名義の使用許可決定後において、申請の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出て市長の承認を受けなければならない。

2 前項に定める手続を怠り、又は第3条第1項各号に該当すると認められる事実が生じた場合には、市長は、後援名義の使用許可を取消し、以後その団体等の事業については、後援名義の使用許可は行わないものとする。

(実施報告書等の提出)

第6条 後援名義の使用許可を受けた者は、当該事業終了後、速やかにあま市の後援に関する事業実施報告書(様式第4号)に、関係する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。